

消防同意を円滑に行うための留意事項

消防同意の審査を円滑に行うために、消防同意の審査時によくある指摘をもとに留意していただきたい点を法令基準及び指導基準により例示しましたので、申請時の参考としてください。

1 一般的事項

- 防火対象物の用途と消防法施行令別表第1に掲げる項を明記してください。

【例】共同住宅 令別表第1（5）項ロ

複合用途防火対象物 令別表第1（16）項イ

2 収容人員

- 収容人員を算定し明記してください。（棟全体、階ごと、用途ごと）
- 収容人員の算定方法は、消防法施行規則第1条の3に従ってください。
- 面積割りによる人員算定は、小数点以下切り捨てにしてください。
- 宿泊施設及び病院の就寝施設、共同住宅として用いる居室の人員算定は、小数点以下切り上げしてください。
- 従業者数を明記してください。
- 新築の共同住宅における収容人員の算定は、下表を参考にしてください。

1 K・1 DK 1 人

1 LDK・2 DK 2 人

2 LDK 2.5 人

3 無窓階

- 階ごとに無窓階の判定をして、その結果を明記して下さい。
- 無窓階の判定方法は、消防法施行規則第5条の3に従ってください。
※直径1 m以上の円が内接できる開口部又は幅 75 cm×高さ 1.2 m以上の開口部を2以上有し、かつ開口部の合算が床面積の 1/30 を超えるようにしてください。
- ガラスの厚さ・種類を明記してください。
- 鍵の種別を明記してください。
※シリンダー錠の場合、内側がサムターン錠等の手動で開閉できる鍵かどうかを明記してください。
※鍵が複数ある場合はその旨を明記してください。
- 床面から建具下端までの高さを明記してください。
- 水圧開錠シャッターの開錠装置の前面は1 m程度空地を設けてください。

●無窓階算定上の開口部が面する通路の位置及び幅員（有効幅員 1 m 以上）を敷地配置図等に明記して下さい。

●無窓階判定上のガラスにフィルム（防犯、飛散防止、サイン等）を貼る場合には、その素材と厚みを明記してください。

●規模に関わらず、建具表等により開口部の詳細がわかるようにして下さい。

（W×H、ガラスの種類・厚み、カギの種類、FL から開口部下端までの高さ）

※無窓階として設計している場合であっても必要です。

●開口部は道路に通じる有効 1 m 以上の通路に面している必要があります。

通路幅を明記してください。（有効 1 m 以上が明らかな場合を除く）

駐車場・植栽等に注意してください。

●シャッター（窓の付属シャッター等を含む）詳細を記載してください。

（手動 or 電動、材質・スラット厚）

●ベランダ建具を有効開口部として算定する場合は、ベランダの手すりの高さが分かるようにしてください。（水下より 1. 2 m 以下であれば有効可）

4 消火器（消防法施行令第 10 条）

●消火器の種別（単位数）を明記してください。

●防火対象物の各部分から、歩行距離 20m 以下となるように設置してください。水平距離 20 m ではありません。

●建物全体で必要能力単位以上となるよう配置してください。余裕をもって設置してください。

●どのような消火器を設置するのか分かるようにしてください。

（○消：粉末消火器 10 型 など）

●廊下などの共有部分に設置してください。

●付加設置の消火器は、その旨を明記してください。

【例】少量危険物用・電気設備用

●屋外に面する部分等に設置する場合は、格納箱に収納する等を明記してください。

●共同住宅の PS ではなく廊下部分に設置してください。

5 屋内消火栓設備（消防法施行令第 11 条）

●消防法施行令第 11 条第 2 項（2 倍読み、3 倍読み）の規定の適用の確認のため、内装装制限の有無がわかるように壁、天井の内装仕上げ（難燃材料以上のもの）を明記してください。

●屋内にポンプ室を設ける場合は、不燃材料により区画され開口部に防火設備を設けた専用の室に設けてください。

●包含円を明記し、各部分に有効に放水できるように設置してください。

※壁や什器等により放水できない部分が生じないように、屋内消火栓のホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、各部分を有効に消火できるようにしてください。

6 スプリンクラー設備（消防法施行令第 12 条）

●消防法施行規則第 13 条第 1 項（13 条区画）の規定を適用する場合は、計算書を添付してください。

●特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は、室内に面する部分の仕上げを明記してください。

●補助散水栓及びヘッド配置に包含円を明記し、散水障害がないようにしてください。

7 粉末消火設備（消防法施行令第 18 条）

●移動式粉末消火設備を設置する場合は、移動式とすることができる条件の計算書を添付してください。（機械式駐車場の周囲にルーバーの設置が無い場合や隣接建物から 1 m 以上離れており、開放性が明らかな場合は不要）

8 自動火災報知設備（消防法施行令第 21 条）

●警戒区域線及び警戒区域番号を明記してください。

●区分鳴動とする場合は、その旨を明記してください。

●地区音響装置から 25m の包含円を明記してください。

●天井裏の高さが 50 cm 以上ある場合は、感知器が必要です。（主要構造部を耐火構造とした建築物を除く。）この場合は、天井裏の区画を明記してください。

9 消防機関へ通報する火災報知設備（消防法施行令第 23 条）

●消防法施行令第 23 条第 3 項の規定を適用し、消防機関へ常時通報することができる電話を設置する場合は、その旨を明記してください。

10 非常警報設備（消防法施行令第 24 条）

●非常ベル又は自動式サイレンから水平距離 25m の包含円を明記してください。

●放送設備は、スピーカーから水平距離 10m の包含円を明記してください。

●スピーカーの設置を要しない部分は、その面積及び斜線等で明示しその部分を包含するスピーカーは、水平距離 8 m の包含円を明記してください。

11 避難器具（消防法施行令第 25 条）

●避難器具の降下空間には物干し金物及び室外機その他降下障害となるものを設置しないでください。

- 避難空地及び避難通路を確保し、当該通路を図面（配置図、平面図等）に明記してください。
- 降下空間の位置を図面（立面図等）に明記してください。
- ハッチ式避難器具 ハッチ相互の間隔を 0.6m 確保してください。
- 梯子の吊元は建物側としてください。
- 福祉施設や保育園等に設置するものは、すべり台又は救助袋で検討してください。
- 避難経路となる建具等はカギの構造を明確にしてください。
(内側サムターン、空錠 等)

12 誘導灯（消防法施行令 26 条）

- 機器凡例（誘導灯の等級）を明記して下さい。
- 通路誘導灯の記号には「矢印」を明記してください。
- 階段に階段通路誘導灯を設置してください。（非常照明の設置がある場合を除く。）
- 消防法施行規則第 28 条の 3 第 4 項第 3 号に該当する防火対象物は等級を A 級又は B H 級としてください。
- 原則、床面から高さ 2.5m 以下となる位置に設置してください。
- 誘導音付点滅形誘導灯を設置する場合は、誘導灯信号装置及び停止用感知器の位置を明記してください。
- 避難経路上の扉は、非常時に避難できるよう鍵等を用いずに開放可能なものとしてください。
- 電気錠の場合、自動火災報知設備と連動するなどにより解錠可能なものとしてください。
- 避難経路となる建具等はカギの構造を明確にしてください。
(内側サムターン、空錠 等)

火災予防条例に関する留意事項

13 厨房設備

- 厨房設備に付属する排気ダクトの材質及び厚みを明記してください。
- 厨房設備に付属する排気ダクトの断熱の方法を明記してください。（ロックウール 50 mm 等）
- 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備のフードは、材質及び厚みを明記してください。
- 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備は、グリス除去装置（グリスフィルター等）及び火炎伝送防止装置（防火ダンパー等）の設置について明記してください。
- 厨房設備の機器表に、各厨房設備の入力容量及び入力合計を明記してください。

●厨房設備の入力合計が 350 k w 以上の場合、不燃材料により区画され、かつ、開口部に防火戸を設けた室内に設置してください。

14 変電設備

●変電設備の全出力（k w）を明記してください。

●屋内設置の場合は、不燃材料により区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設置してください。（消防長又は消防署長が認める構造のキュービクル式のものを除く。）

●屋外設置の場合は、建築物から 3 m 以上の距離を確保してください。（消防長又は消防署長が認める構造のキュービクル式のものを除く。）ただし、変電設備の周囲 3 m 未満に存する建築物の外壁を不燃材で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

15 内燃機関を原動力とする発電設備

●発電設備の全出力（k w）を明記してください。

●燃料の種類及び数量を明記してください。

16 少量危険物

●油脂庫等を設ける場合は、少量危険物に該当するか算定するため貯蔵する危険物の類・品名・最大数量を明記してください。

●少量危険物を屋内で貯蔵する場合は、不燃材料により区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設置してください。

【お問い合わせ先】

西宮市消防局予防課指導係

0798-32-7314

s_yobo@nishi.or.jp